

令和2年第11回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和2年11月25日（水）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和 2 年 第 1 1 回 東 申 良 町 農 業 委 員 会 会 議 録

招集年月日	令和 2 年 1 1 月 2 5 日						
招 集 場 所	東申良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和 2 年 1 1 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和 2 年 1 1 月 2 5 日 午前 1 1 時 1 5 分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数 7 名 欠席数 0 名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
最適化推進 委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	×		上池 勝彦	○		松留 和江	
出席数 7 名	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員	3 番		吉ヶ崎 弘一	5 番		谷口 憲三	
出席した事務局職員	局長, 次長		前田 秀一 駿河崎 哲郎	書記		堀内 和代 出水 翔太	
会議に付した事項	日程第 1	議案第 6 0 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について				
	日程第 2	議案第 6 1 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について				
	日程第 3	議案第 6 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について				
	日程第 4	議案第 6 3 号	農地あっせん委員の選任について				

開 会 午前10時00分

議 長（堅 山）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

上池委員から、欠席届が参っております。

出席者14名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和2年第11回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、3番 吉ヶ崎委員と、5番 谷口委員をお願いいたします。

ここで、諸般の報告ですが、今回は合意解約がありませんでしたので、省略をさせていただきます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくお願いいたします。

◆日程第1 議案第60号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議 長（堅 山）

日程第1 議案第60号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転9件、賃借権6件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願い致します。

事 務 局（堀 内）

それでは説明いたします。2ページをお開きください。

まず、所有権移転の201番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 976㎡の売買による移転でございます。

次に202番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

次に203番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計3筆1,779㎡の売買による移転でございます。

次に204番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は大阪府の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計3筆2,491㎡の売買による移転でございます。

次に205番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

次に206番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計3筆4,698㎡の売買による移転でございます。

次に207番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

次に208番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は愛知県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

次に209番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、贈与による移転でございます。

続きまして、3ページをお開き下さい。

賃貸借の210番、借人は川東の〇〇さん、貸人は京都府の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新10年の利用権設定でございます。

次に211番、借人は川西の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新5年の利用権設定でございます。

次に212番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆2,382㎡更新5年の利用権設定でございます。

なお、この 2 筆の農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであります但未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 2 1 3 番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 2 筆 1,000 m² 更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 2 1 4 番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 2 筆 1,030 m² 更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 2 1 5 番、借人は岩弘の有限会社〇〇、貸人は川東の門〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 2 筆 2,558 m² 新規 5 年の利用権設定でございます。

続きまして、4 ページをお開き下さい。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、貸出件数 13 件、借受件数 7 件で、総面積 25,197 m² であり、利用権の種類は、賃借権 1 件、使用賃借権 12 件で鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容でございます。

以上でございます。

議 長（堅 山）
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）
異議なしと認めます。

よって、日程第1 議案第60号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程第2 議案第61号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長（堅山）

次に、日程第2 議案第61号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、を議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転1件であります。それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局（堀内）

それでは、説明いたします。
6ページをお開き下さい。

33番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、贈与による所有権の移転でございます。

地図の方は添付しておりますので、説明は省略いたします。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。

以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。

よって、日程第2 議案第61号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程第3 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議長(堅山)

次に、日程第3 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、を議題といたします。

今回は1件の申請がございます。

9ページの有限会社〇〇からの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を吉ヶ崎委員長よろしくお願いいたします。

(吉ヶ崎委員報告)

それでは報告させていただきます。

令和2年11月20日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として、自分と松留和江推進委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、関係者として、有限会社〇〇から〇〇さんが出席されました。

今回の転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。場所はですね体育館から浜の方に走って行けば永峯集落を通りまして、塩入川があります。橋を渡って100mぐらい行ったところの左手に〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん3名の田んぼで面積が3,000㎡ちょっとです。周辺の影響についてですが、土砂流失を防ぐために防護柵をもうけ日照、通風等が阻害されないように、隣接農地への通路を確保するなど被害防除計画書に沿った措置を行うため問題はないと思われまます。以上です。

議長(堅山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

木佐貫委員

〇〇って初めて聞くんだけど。

吉ヶ崎委員

〇〇です。

議 長（堅 山）
他にございませんか。

議 長（堅 山）
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第3 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可制度についての審議を終えたいと思います。

◆日程第4 議案第63号 農地あっせん委員の選任について

議 長（堅 山）
次に、日程第4 議案第63号 農地あっせん委員の選任について、を議題といたします。

今回は、売買1件 賃貸借2件の申し出がございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。
どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議 長（堅 山）

事務局一任という声がありましたので、議題に沿ってあつせん委員を選任していきたいと思ひます。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料38ページをご覧ください。

それでは最初に、〇〇さんからの農地売買あつせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 1,858 m²となります。

なお申請地は、ほ場整備区域内農地であり、土地改良法による換地処分がおこなわれており、役場のシステムデータの関係で通常の地図は出すことができませんでしたので、西牟田雪山地図の換地図を添付させていただきました。

以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あつせん委員に吉ヶ崎委員と杉木委員を指名いたします。

委員長は、吉ヶ崎委員をお願いいたします。

それでは、事務局は引き続き説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、引き続き説明いたします。

資料41ページをご覧ください。

次に〇〇さんからの農地賃借あつせん申し出について説明いたします。

申請地は議案書に記載されているとおりで、計3筆 1,710 m²となります。

場所は、41ページ図面にあるとおり、県道永吉線を大崎町

へ向かって走った際に左側に入った場所に位置する農地であります。

なお、この農地の所有者で〇〇は、すでに死去しており申出者の〇〇は〇〇の配偶者にあたります。

農地の賃借に関しては、〇〇と〇〇の三女にあたる〇〇も同意されており、相続権の過半を得ていることから基盤強化法に基づく利用権の設定が可能になります。

以上でございます。

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に鶴丸委員と吉ヶ崎委員を指名いたします。

委員長は、鶴丸委員をお願いいたします。

それでは、事務局は引き続き説明をお願いいたします。

事 務 局（ 出 水）

それでは、引き続き説明いたします。

資料 43 ページをご覧ください。

次に〇〇さんからの農地賃借あっせん申し出について説明いたします。

申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。

場所は、43 ページ図面にあるとおり、月精鉄工の北西位置する農地であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に大村委員と町永委員を指名いたします。

委員長は、大村委員をお願いいたします。

よって、日程第4 議案第63号 農地あっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議 長（堅 山）

その他に入りたいと思います。
協議会に切り替えます。

○各委員から意見

○事務局から意見

※12月現地調査：14日（月）

定例総会：21日（月）

申請締切：7日（月）

議 長（堅 山）

他にございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日準備しました議案は全部終了しました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和2年第11回農業委員会定例総会を閉会いたします。